

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第5部門第1区分  
 【発行日】平成30年8月9日(2018.8.9)

【公開番号】特開2017-66948(P2017-66948A)  
 【公開日】平成29年4月6日(2017.4.6)  
 【年通号数】公開・登録公報2017-014  
 【出願番号】特願2015-192386(P2015-192386)

【国際特許分類】

F 04 D 25/08 (2006.01)

【F I】

F 04 D	25/08	3 0 5 B
F 04 D	25/08	3 0 5 D

【手続補正書】

【提出日】平成30年6月28日(2018.6.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数枚の翼を有し回転により風を送風する軸流ファンと、前記軸流ファンの下流側に設けられたフロントガードとを備え、

前記フロントガードは、前記フロントガードを内周側通風部と外周側通風部とに仕切る円環状に形成された仕切リングと、前記フロントガードの外周端に設けられ円環状に形成されたガードリングとを有し、

前記内周側通風部は、前記軸流ファンから送風される風が流入する向きを整流する整流板と、前記整流板により形成された内周側通風隙間とを有し、

前記外周側通風部は、通風可能で、かつ、前記内周側通風部よりも通風抵抗が大きい形状を有し、

前記仕切リングは、前記フロントガードへ流入する風の風速が最大となる位置よりも外周側に、かつ、前記軸流ファンの外径よりも内周側に設けられた扇風機。

【請求項2】

前記フロントガードは、その中央に円板形状の主板部を有し、

前記整流板は、前記主板部から前記仕切リングまで放射状に伸びており、前記軸流ファンから送風される風が流入する向きに平板形状の第一幅広面が形成された流入部と、前記軸流ファンの回転軸方向に平板形状の第二幅広面が形成された流出部とを有していることを特徴とする請求項1に記載の扇風機。

【請求項3】

前記外周側通風部は、網目リブと、前記網目リブによって形成された外周側通風隙間とを有し、

前記外周側通風隙間は、前記内周側通風隙間よりも隙間が小さい網目状に形成されることを特徴とする請求項1または2に記載の扇風機。

【請求項4】

前記網目リブは、前記フロントガードの下流側を狭く、上流側を広くしたテーパ形状であることを特徴とする請求項3に記載の扇風機。